

鶴岡市農業委員会第26回西部農地部会議事録

日時 場所	令和2年1月16日(木) 午前9時30分 鶴岡市本庁舎 6階 大会議室
出席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出席 推進委員	2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	12番 本間 誠 推進委員
早退委員	6番 榎本 新悦 推進委員
欠席委員	1番 小南 美弥子 推進委員 9番 菊地 勝三 推進委員
事務局	局長 斎藤 智博 主幹 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 調整専門員 金内 かな 専門員 伊藤 豊 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 斎藤 朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前9:30
議 長	本日、欠席届は1番 小南 美弥子 推進委員、9番 菊地 勝三 推進委員、遅参は12番 本間 誠 推進委員です。早退は榎本 新悦 推進委員より提出されております。 定足数に達しておりますので、ただ今より第26回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、慣例より、議長から指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議のないものと認め、議長の方から指名いたします。6番 今野 喜好 委員、7番 石塚 治己 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて</p> <p>報告第4号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について</p> <p>報告第5号 農地の転用事実に関する照会について</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>報告第7号 農地法第43条第1項の規定による届出申請について</p> <p>を一括上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて》
	(説 明) 《報告第4号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第5号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第6号 農地法第5条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第7号 農地法第43条第1項の規定による届出申請について》
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。5番 重松 美鈴 委員。</p>
5番委員	<p>5番 重松です。3条の3第1項届出の13ページ温10の事由が漏れていますが、全筆相続の所有権移転でしょうか。</p>
事 務 局	<p>記載漏れです。全筆相続による所有権移転です。</p>
5番委員	<p>18条6項合意解約、15ページ鶴101で有限会社の労力不足というのは、あまり聞いたことがありませんが、どういうことなのでしょう。</p>
事 務 局	<p>労力不足としてありますが、白幡ファームが経営規模を縮小したいということで解約になったということになります。</p>
議 長	<p>6番 榎本 新悦 推進委員</p>
6番推進委員	<p>6番 榎本です。同じく18条6項合意解約の鶴101の件ですが、渡人の白幡さんは11月25日に亡くなっていますが、解約日が11月12日、提出日が令和2年1月16日となっております。その日付関係に問題はありませんか。</p>
事 務 局	<p>亡くなる前に、解約しましたという通知が11月22日付けで届いておりますので問題はありません。</p> <p>順番が逆で、お亡くなりになってから解約しましたではおかしいわけですがけれども、まだご存命のうちに解約して農業委員会に通知していただければ解約は有効ということで問題はないということです。</p>
事 務 局	<p>補足させていただきますと。届出に関しては届出の時点で効力が発生するわけです。提出日は部会へ報告した日付であって、部会への報告を以て追認するみたいな形になりますのでご理解をお願いします。</p>

議 長	報告事項ですので、ほかに質疑がなければ、これより議事に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件でありますので、現地調査について担当委員から報告をお願いしたいのですが、便宜上現地調査と現地報告を分けて行いたいと思いますので現地調査報告の方を最初をお願いいたします。8番 木村 充 委員。
8番委員	8番 木村です。1月8日に事務局、原田推進委員と3名で現地調査に行ってきました。鶴34については隣地の方が管理するというので今よりも理想的かと思われました。鶴33の3筆は、畑のほうは土盛りしてあり、地ならしてこれから耕作されるようでした。鶴35は水稻が作付けされており、適切に管理されているものと思われました。
議 長	3番 原田 政幸 推進委員
3番推進委員	3番 原田です。同じく1月8日に現地調査に行ってきました。 鶴36については■■■■さんの土地ですけれども、基本的に■■■■■さんに隣接する形で普段管理されておりまして、綺麗に管理されていて問題ないと思いました。 鶴37播磨は畑となっておりますが空き地状態でありました。今回財産処分という形で齋藤さんが受ける形となりました。鶴41茅原ですけれどもソイビーンさんの向かいの田んぼで稲作が普通に行われていまして問題ないと思いました。鶴43高田宇下村の阿部さんの土地ですけれども、ここは通常枝豆ですとか野菜等が耕作されていて綺麗に管理されており問題はないと思いました。
議 長	8番 木村 充 委員。
8番委員	8番 木村です。鶴38、39、40、42の受け手はいずれも以前から耕作を続けておられる方の後継者で、水稻を作付けしており問題はないと思います。
議 長	1番 五十嵐 委員。
1番委員	1番 五十嵐です。温2ですけれどもこのかた小淀川の住所になってはいますが関川から転居されてまして、小淀川から通いで営農している方です。きちんと管理していますので問題ありません。
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 6番 榎本 新悦 推進委員。
6番推進委員	6番 榎本です。24ページの鶴35の中山の田んぼですが50,000円/10aでいいのですか。500,000円ではないのでしょうか。もし50,000円だとすればどのようなのか説明いただければありがたいです。
8番委員	8番 木村です。中山のところは基盤整備が未整備で、一団地のほうは川沿いの10a未満で、もう一団地のほうはもっと山の方であって、形も等高線沿いに奇形の田んぼでその田んぼのなかに別の番地があるかなり容易でない、よく稲刈りしたのと思われるところで、耕作を続けていただけるだけでありがたいという田んぼだと見てきました。
6番推進委員	500,000円でなくて50,000円なのですね。

事務局	その通りです。
議長	他に質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり決しました。 続きまして、議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定について》
議長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定については、原案通り決しました。 以上をもちまして本日の審議を全て終了します。 引き続き、農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事務局	(説明)《農業者年金の裁定請求について》

議 長	報告事項ではありますが、何か質問はございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これをもちまして第26回西部農地部会を閉会します
	閉 会 午前10:05
	<p>議 長 _____ 鈴 木 裕 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 今 野 喜 好 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 石 塚 治 己 _____</p>